



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（空港課） … 1

告 示

- 沖縄県個人情報保護条例第4条第2項の規定により知事が定める法人（総務私学課） …… 2
- 歳入の徴収及び収納の事務の委託（地域・離島課） …… 2
- 区営土地改良事業に係る換地処分の届出（村づくり計画課） …… 2
- 市営土地改良事業計画変更の同意（村づくり計画課） …… 2
- 町営土地改良事業計画変更の同意（村づくり計画課） …… 3
- 村営土地改良事業に係る換地処分の届出（村づくり計画課） …… 3
- 公有水面埋立しゅん功認可・3件（漁港漁場課） …… 3
- 公有水面埋立ての免許（漁港漁場課） …… 6
- 都市計画事業の変更の認可・3件（道路街路課） …… 7
- 都市計画事業の変更の認可・4件（都市計画・モノレール課） …… 8

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民生活課） …… 9
- 争議行為を行う旨の通知（雇用労政課） …… 10

訓 令

- 沖縄県職員研修規程の一部を改正する訓令（人事課） …… 10

教育委員会事項

- 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則 …… 10
- 沖縄県立博物館・美術館の観覧料の承認 …… 14
- 沖縄県立高等学校通信制課程入学者選抜実施要項の一部を改正する告示 …… 15
- 沖縄県立特別支援学校の高等部入学者選抜実施要項の一部を改正する告示 …… 15
- 沖縄県立沖縄高等養護学校入学者選抜実施要項の一部を改正する告示 …… 16
- 沖縄県立沖縄盲学校高等部専攻科入学者選抜実施要項の一部を改正する告示 …… 16
- 沖縄県立高等学校全日制・定時制課程入学者選抜実施要項の一部を改正する告示 …… 16

規 則

沖縄県空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成20年3月7日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第7号

沖縄県空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

沖縄県空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成20年沖縄県条例第1号）の施行期日は、平成20年4月1日とする。

告 示

沖縄県告示第123号

沖縄県個人情報保護条例（平成17年沖縄県条例第2号）第4条第2項の規定により、県が出資その他財政上の援助を行う法人であって、知事が定めるものを次のとおり定め、平成20年3月7日から施行する。

なお、平成17年沖縄県告示第269号（沖縄県個人情報保護条例第4条第2項の規定に基づく知事の定める法人の指定）は、廃止する。

平成20年3月7日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

財団法人沖縄県私学教育振興会
財団法人亜熱帯総合研究所
財団法人沖縄県立芸術大学芸術振興財団
財団法人沖縄県文化振興会
財団法人おきなわ女性財団
財団法人沖縄県老人クラブ連合会
財団法人沖縄県セルフセンター
財団法人沖縄県看護学術振興財団
財団法人沖縄県保健医療福祉事業団
財団法人沖縄県農業開発公社
財団法人沖縄県畜産振興基金公社
財団法人沖縄県水産公社
財団法人沖縄県産業振興公社
財団法人沖縄県建設技術センター
沖縄県土地開発公社
財団法人沖縄県公園・スポーツ振興協会
沖縄県住宅供給公社

沖縄県告示第124号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収及び収納の事務を委託した。

平成20年3月7日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 委託した徴収及び収納の事務 地域総合整備資金の平成19年度の貸付けに係る元利償還金及び遅延利息の徴収事務並びに繰上償還金の収納事務
- 2 受託者の名称及び所在地
 - (1) 名称 財団法人地域総合整備財団
 - (2) 所在地 東京都千代田区平河町2丁目5番6号

沖縄県告示第125号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第3項の規定により、今帰仁村土地改良区から今帰仁村崎山東原地区（区営経営構造対策事業）の換地処分をした旨の届出があった。

平成20年3月7日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県告示第126号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、市営土地改良事業計画の変更につき次のとおり同意した。

平成20年3月7日

沖繩県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 土地改良事業を行う者の名称 宮古島市
- 2 地区名及び事業名
 - (1) 地区名 長山南地区
 - (2) 事業名 土地改良事業（区画整理）
- 3 同意年月日 平成20年2月26日

沖繩県告示第127号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、町営土地改良事業計画の変更につき次のとおり同意した。

平成20年3月7日

沖繩県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 土地改良事業を行う者の名称 竹富町
- 2 地区名及び事業名
 - (1) 地区名 フシマ地区
 - (2) 事業名 土地改良事業（農業用道路）
- 3 同意年月日 平成20年2月26日

沖繩県告示第128号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、多良間村から多良間村亀出地区（村営基盤整備促進事業）の換地処分をした旨の届出があった。

平成20年3月7日

沖繩県知事 仲 井 眞 弘 多

沖繩県告示第129号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を次のとおり認可した。

平成20年3月7日

沖繩県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 しゅん功認可年月日及び指令番号 平成20年2月19日 沖繩県指令農第88号
- 2 しゅん功認可を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名
 - (1) 認可を受けた者 沖繩県南城市玉城字富里143番地 南城市
 - (2) 代表者 沖繩県南城市知念字安座真56番地 南城市長 古謝景春
- 3 埋立区域
 - (1) 位置
 - ア A区域 南城市知念字知名知名城原1198番3、同字板馬原1308番3、1352番3及び同字知名城原1198番に隣接する漁港施設用地の地先公有水面並びに同字知名城原1198番3、同字板馬原1308番3、1352番3の地先公有水面
 - イ B区域 南城市知念字知名知名城原1198番3、同字板馬原1308番3、1352番3及び同字知名城原1198番に隣接する漁港施設用地の地先公有水面並びに同字知名知名城原1198番3の地先公有水面
 - (2) 区域
 - ア A区域 次の①の地点と②の地点を結ぶ平成2年10月24日付け沖繩県指令農第2067号の免許に係る埋立区域と公有水面との境界線（DL+1.44メートルにより決定）、②の地点と③の地点を結ぶ昭和

59年11月17日付け沖縄県指令農第2338号でしゅん功認可された埋立地の陸地と公有水面との境界線（DL+2.10メートルにより決定）、③の地点と④の地点を結ぶ平成5年の秋分の満潮位（DL+1.56メートル）における公有水面と陸地との境界線、④の地点を⑤の地点とを結ぶ昭和59年11月17日付け沖縄県指令農第2337号でしゅん功認可された埋立地の陸地と公有水面との境界線（DL+2.10メートルにより決定）及び①の地点と⑤の地点を結ぶ昭和58年7月22日付け沖縄県指令農第1360号でしゅん功認可された埋立地の陸地と公有水面との境界線（DL+2.00メートルにより決定）により囲まれた区域

①の地点 一等三角点須久名山（北緯26度11分04秒5640、東経127度48分37秒0851）から33度32分23秒753.30メートルの地点

②の地点 ①の地点から111度28分29秒288.52メートルの地点

③の地点 ②の地点から267度22分31秒12.69メートルの地点

④の地点 ③の地点から293度19分35秒9.66メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から300度26分50秒76.92メートルの地点

イ B区域 次の⑥の地点と⑦の地点を結ぶ平成2年10月24日付け沖縄県指令農第2067号の免許に係る埋立区域と公有水面との境界線（DL+1.44メートルにより決定）、⑦の地点から⑨の地点までを順次直線で結んだ線、⑨の地点と⑩の地点とを結ぶ昭和58年8月8日付け沖縄県指令土第1269号でしゅん功認可された埋立地の陸地と公有水面との境界線（DL+2.13メートルにより決定）、⑩の地点から⑬の地点までを順次直線で結んだ線、⑥の地点と⑬の地点を結ぶ昭和59年11月17日付け沖縄県指令農第2338号でしゅん功認可された埋立地の陸地と公有水面との境界線（DL+2.10メートルにより決定）により囲まれた区域

⑥の地点 一等三角点須久名山（北緯26度11分04秒5640、東経127度48分37秒0851）から53度06分58秒866.12メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から2度42分26秒179.35メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から179度50分50秒0.38メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から89度51分18秒10.28メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から183度27分10秒109.77メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から274度43分50秒2.45メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から269度29分51秒3.53メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から180度12分53秒70.95メートルの地点

(3) 面積 16,857.19平方メートル

4 埋立免許の年月日及び指令番号 平成6年11月7日 沖縄県指令農第1696号

5 関係図書を閲覧することができる市町村名 南城市

沖縄県告示第130号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を次のとおり認可した。

平成20年3月7日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 しゅん功認可年月日及び指令番号 平成20年2月19日 沖縄県指令農第89号

2 しゅん功認可を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名

(1) 認可を受けた者 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

(2) 代表者 沖縄県那覇市寄宮1丁目7番1号 沖縄県知事 仲井眞弘多

3 埋立区域

(1) 位置 南城市知念字知名知名城原1198番3、同市字知名板馬原1308番3及び1352番3並びに同市字知名板馬原1242番1の前面にある漁港施設用地の地先公有水面

(2) 区域 次の①の地点から⑱の地点までを順次に直線で結んだ線、⑱の地点と⑳の地点とを結ぶ昭和59年11月17日付け沖縄県指令農第2338号でしゅん功認可された埋立地の陸地と公有水面との境界線（DL+2.10メートルにより決定）、⑳の地点から㉑の地点までを順次に直線で結んだ線及び㉑の地点から㉒の地点までを結ぶ昭和58年7月22日付け沖縄県指令農第1360号でしゅん功認可された埋立地の陸地と

公有水面との境界線（DL+2.00メートルにより決定）及び①の地点と⑳の地点とを結ぶ昭和58年7月22日付け沖縄県指令農第1360号でしゅん功認可された埋立地の陸地と公有水面との境界線（DL+2.00メートルにより決定）により囲まれた区域

①の地点 一等三角点由21須久名山（北緯26度11分04秒5640、東経127度48分37秒0851）から29度19分30秒722.58メートルの地点

②の地点 ①の地点から358度18分00秒34.38メートルの地点

③の地点 ②の地点から88度12分42秒157.65メートルの地点

④の地点 ③の地点から358度36分33秒11.00メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から88度51分29秒28.85メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から358度17分56秒61.04メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から268度43分39秒19.37メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から358度49分48秒9.50メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から268度49分16秒0.24メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から358度17分58秒25.57メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から88度18分34秒166.54メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から102度43分06秒6.06メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から124度45分52秒6.06メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から146度46分54秒6.06メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から168度50分18秒6.07メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から89度51分54秒2.55メートルの地点

⑰の地点 ⑯の地点から179度51分10秒66.59メートルの地点

⑱の地点 ⑰の地点から269度51分09秒8.93メートルの地点

⑲の地点 ⑱の地点から179度51分09秒179.13メートルの地点

⑳の地点 ⑲の地点から286度39分01秒8.43メートルの地点

㉑の地点 ㉐の地点から359度51分12秒113.58メートルの地点

㉒の地点 ㉑の地点から268度18分01秒268.32メートルの地点

㉓の地点 ㉒の地点から289度31分19秒2.98メートルの地点

㉔の地点 ㉓の地点から288度32分41秒3.31メートルの地点

㉕の地点 ㉔の地点から285度15分30秒3.01メートルの地点

㉖の地点 ㉕の地点から281度39分41秒2.56メートルの地点

㉗の地点 ㉖の地点から273度59分08秒2.00メートルの地点

㉘の地点 ㉗の地点から269度39分50秒2.56メートルの地点

㉙の地点 ㉘の地点から268度10分49秒3.97メートルの地点

(3) 面積 31,933.34平方メートル

4 埋立免許の年月日及び指令番号 平成2年10月24日 沖縄県指令農第2067号

5 関係図書を閲覧することができる市町村名 南城市

沖縄県告示第131号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を次のとおり認可した。

平成20年3月7日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 しゅん功認可年月日及び指令番号 平成20年2月19日 沖縄県指令農第90号

2 しゅん功認可を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名

(1) 認可を受けた者 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

(2) 代表者 沖縄県那覇市寄宮1丁目7番1号 沖縄県知事 仲井眞弘多

3 埋立区域

(1) 位置 南城市知念字知名知名城原1198番3及び1198番地並びに1197番に接する無地番地の地先公有

水面

(2) 区域 次の各地点のうち①の地点から⑤の地点までを結ぶ平成14年の秋分の満潮位 (DL+2.25メートル) における公有水面と板馬養殖センター護岸との境界線、⑤の地点と⑥の地点を結ぶ平成14年の秋分の満潮位 (DL+2.25メートル) における公有水面と海野漁港漁業権除外区域との境界線、⑥の地点と⑦の地点を結んだ線、⑦の地点から⑬の地点までを結ぶ平成2年10月24日付け沖縄県指令農第2067号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線 (DL+1.44メートルにより決定)、⑬の地点と⑭の地点とを結ぶ平成6年11月7日付け沖縄県指令農第1696号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線 (DL+1.44メートルにより決定) 及び①の地点と⑭の地点を結ぶ平成6年11月7日付け沖縄県指令農第1696号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線 (DL+1.44メートルにより決定) により囲まれた区域

- ①の地点 一等三角点由21須久名山 (北緯26度11分04秒5640、東経127度48分37秒0851) から45度31分17秒997.15メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から359度59分54秒65.30メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から3度36分08秒3.33メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から13度42分30秒3.14メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から26度13分29秒0.83メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から359度58分09秒11.15メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から268度26分30秒29.68メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から102度43分06秒6.06メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から124度45分52秒6.06メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から146度46分54秒6.06メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から168度50分18秒6.07メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から89度51分54秒2.55メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から179度51分10秒66.59メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から179度50分50秒0.38メートルの地点

(3) 面積 983.62平方メートル

- 4 埋立免許の年月日及び指令番号 平成15年7月29日 沖縄県指令農第1183号
- 5 関係図書を閲覧することができる市町村名 南城市

沖縄県告示第132号

公有水面埋立法 (大正10年法律第57号) 第2条第1項の規定により、公有水面の埋立てを次のとおり免許した。

平成20年3月7日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 埋立免許の年月日及び指令番号 平成20年2月22日 沖縄県指令農第116号
- 2 免許を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名
 - (1) 免許を受けた者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県
 - (2) 代表者 那覇市寄宮1丁目7番1号 沖縄県知事 仲井眞弘多
- 3 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域
 - (1) 埋立区域
 - ア 位置 沖縄県読谷村字都屋都屋原449番2の地先公有水面
 - イ 区域 次の各点のうち①の地点と②の地点を結ぶ平成18年の秋分の満潮位 (D.L.+2.37メートル) における公有水面と既設西防波堤との境界線、②の地点から⑥の地点までを順次に結んだ線、⑥の地点から⑧の地点までを結ぶ公有水面と読谷村字都屋都屋原449番2との境界線及び①の地点と⑧の地点を結ぶ公有水面と読谷村字都屋都屋原449番2との境界線により囲まれた区域
 - ①の地点 四等三角点源5健康センター (北緯26度23分39秒2831、東経127度43分31秒3530) から199度13分47秒759.80メートルの地点
 - ②の地点 ①の地点から341度29分16秒78.74メートルの地点

- ③の地点 ②の地点から71度29分16秒19.31メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から161度29分16秒39.20メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から251度29分16秒3.00メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から161度29分16秒63.45メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から251度35分12秒4.95メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から333度09分25秒24.39メートルの地点

ウ 面積 1,560.56平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置 沖縄県読谷村字都屋都屋原499番2及び499番の地内並びに同村字都屋都屋原449番の地先公有水面

イ 区域 次の各地点を順次直線で結んだ線及び㊸の地点と㊹の地点を結んだ線により囲まれた区域

- ㊸の地点 四等三角点源5健康センター（北緯26度23分39秒2831、東経127度43分31秒3530）から195度37分05秒828.87メートルの地点
- ㊹の地点 ㊸の地点から341度28分28秒184.02メートルの地点
- ㊺の地点 ㊹の地点から71度29分16秒150.16メートルの地点
- ㊻の地点 ㊺の地点から161度40分55秒104.01メートルの地点
- ㊼の地点 ㊻の地点から110度02分26秒51.10メートルの地点
- ㊽の地点 ㊼の地点から166度59分50秒38.66メートルの地点
- ㊾の地点 ㊽の地点から231度40分43秒26.14メートルの地点

ウ 面積 29,839.83平方メートル

4 埋立地の用途 漁港施設用地

沖縄県告示第133号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成10年沖縄県告示第585号で認可した名護都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成20年3月7日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 名護市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 名護都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・5・名8号外廓線
- 3 事業施行期間 平成10年7月24日から平成22年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

沖縄県告示第134号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成6年沖縄県告示第948号で認可した那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成20年3月7日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 那覇市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 7・7・那20号金城西線
- 3 事業施行期間 平成6年11月15日から平成22年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分 平成6年沖縄県告示第948号及び平成14年沖縄県告示第674号の事業地のうち、那覇市首里金城町2丁目地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分 変更なし

5 変更の内容 事業地の変更及び事業施行期間の延長

沖縄県告示第135号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成16年沖縄県告示第604号で認可した那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成20年3月7日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 施行者の名称 那覇市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 那覇広域都市計画道路事業

(2) 名称 3・5・1号小禄赤嶺線

3 事業施行期間 平成16年8月17日から平成21年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分 平成16年沖縄県告示第604号の事業地のうち、那覇市字小禄及び字栄原2丁目地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分 変更なし

5 変更の内容 事業地の変更

沖縄県告示第136号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和51年沖縄県告示第421号で認可した名護都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成20年3月7日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 施行者の名称 名護市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 名護都市計画公園事業

(2) 名称 5・5・1号21世紀の森

3 事業施行期間 昭和51年12月6日から平成22年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分 変更なし

(2) 使用の部分 変更なし

5 変更の内容 事業施行期間の延長

沖縄県告示第137号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和61年沖縄県告示第732号で認可した名護都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成20年3月7日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 施行者の名称 名護市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 名護都市計画公園事業

(2) 名称 3・4・1号宮里公園

- 3 事業施行期間 昭和61年10月21日から平成22年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

沖縄県告示第138号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和63年沖縄県告示第463号で認可した那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成20年3月7日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 宜野湾市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 1野嵩第一公園
- 3 事業施行期間 昭和63年6月17日から平成22年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

沖縄県告示第139号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成3年沖縄県告示第668号で認可した那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成20年3月7日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 宜野湾市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 比屋良川公園
- 3 事業施行期間 平成3年8月23日から平成22年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県文化環境部県民生活課において、平成20年4月22日まで縦覧に供する。

平成20年3月7日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成20年2月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ウェルネス・リンパ免疫健康管理協会
- 3 代表者の氏名 細原範子

- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市鏡原町21番1号プラッツ205号室
- 5 定款に記載された目的 この法人は地域の人々が、健康で、明るく元気な地域生活が送れるよう、健康増進・生活習慣病予防のための正しい知識の普及・啓蒙や講師派遣、健康増進に関する相談、リンパ、免疫に関する知識と技術を備えた人材育成をとおして、県民の健康長寿、そして誰もが安心して暮らせる社会づくりに貢献するとともに、地域社会の活性化と地域の人々の健康増進に寄与することを目的とする。

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、沖縄医療生活協同組合労働組合執行委員長から争議行為を行う旨、平成20年2月25日次のとおり通知があった。

平成20年3月7日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 事件
- (1) 医師・看護師などをはじめとする医療労働者の大幅増員、労働条件改善、合理化・業務委託反対及び働くルールの確立
- (2) 生活改善を図る賃上げと雇用確保並びに成果主義賃金制度の導入及び評価制度の導入の反対
- (3) 病院の看護師及び准看護師を対象とした医療産業別最低賃金の制度化
- (4) 二年課程通信制への受講保障及び支援措置の確立
- 2 期間 平成20年3月13日午前8時30分から争議解決の日まで
- 3 場所 沖縄協同病院、中部協同病院、那覇民主診療所、浦添協同クリニック、首里協同クリニック、糸満協同診療所、協同にじクリニック、浦添虹薬局、美里虹薬局、しらさぎ虹薬局及び老人保健施設かりゆしの里
- 4 概要 全面ストライキを含む一切の争議行為。ただし、保安要員は除く。

訓 令

沖縄県訓令第8号

知 事 部 局

沖縄県職員研修規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月7日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県職員研修規程の一部を改正する訓令

沖縄県職員研修規程（昭和58年沖縄県訓令第20号）の一部を次のように改正する。

第36条第1項中「県が設立した法人で、県の行政と密接な関連を有する団体」を「県が職員を派遣している団体」に、「当該機関又は団体の職員」を「当該機関の職員又は当該団体に県が派遣した職員」に、「当該機関又は当該団体の職員」を「当該機関の職員又は当該団体に県が派遣した職員」に改める。

第38条中「及び自己啓発の支援」を「並びに職場研修、部局研修及び自己啓発の支援」に改める。

別表中「副主査」の次に「、主査」を加え、「監督者研修」を「班長級研修」に、「主査その他これに」を「本庁の班長その他これに」に、「班長」を「課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成20年3月7日から施行する。

教育委員会事項

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成20年3月7日

沖縄県教育委員会

委員長 伊 元 正 一

沖縄県教育委員会規則第2号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(学校教育法施行細則の一部改正)

第1条 学校教育法施行細則(昭和47年沖縄県教育委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

第1条中「この細則」を「この規則」に、「第7条の9」を「第19条」に改める。

第3条中「若しくは同令」を「若しくは政令」に、「同令第26条第1項第1号」を「政令第26条第1項第3号」に改める。

第5条中「第23条第8号」を「第23条第9号」に、「同令」を「政令」に改める。

第6条中「行なう」を「行う」に改める。

第7条中「第23条第7号」を「第23条第4号」に、「第7条の2」を「第10条」に改める。

第8条中「第23条第3号」を「第23条第2号」に改める。

第9条中「第23条第7号」を「第23条第3号」に、「小学部、中学部、高等部又は幼稚部」を「幼稚部、小学部、中学部又は高等部」改める。

第11条第1項中「第23条第2号、第6号及び第9号」を「第23条第2号、第3号及び第9号」に、「小学部、中学部、高等部若しくは幼稚部」を「幼稚部、小学部、中学部若しくは高等部」に改め、同条第2項中「同令」を「政令」に改める。

第12条中「第5条、第6条、第7条の3、第7条の4及び第7条の5」を「第6条、第7条、第11条、第12条及び第13条」に改める。

第13条各号列記以外の部分中「第6条第3号及び第7条の3、第7条の5、第7条の6」を「第7条第3号、第11条、第13条及び第14条」に、「同令」を「省令」に、「第6条第5号及び第7条の3、第7条の5、第7条の6」を「第7条第5号、第11条、第13条及び第14条」に改める。

第14条中「同令」を「政令」に改める。

第19条中「細則」を「規則」に改める。

第1号様式中 「文 書 番 号
年 月 日」 を

「年 月 日」 に改め、同様式

(注) 中「省令」を「学校教育法施行規則」に改める。

第2号様式中 「文 書 番 号
年 月 日」 を

「年 月 日」 に改め、同様式

(注) 中「省令」を「学校教育法施行規則」に改める。

第3号様式中 「文 書 番 号
年 月 日」 を

「年 月 日」 に改め、同様式

(注) 中「省令第4条の2」を「学校教育法施行規則第5条」に改める。

第4号様式中 「文 書 番 号」 を

年 月 日

「
年 月 日」に、「第26条第1号」を「第26条第1項」に改め、同様式（注）中「省令第4条の2」を「学校教育法施行規則第5条」に改める。

第5号様式中

文 書 番 号
年 月 日

を

「
年 月 日」に、「第26条第2号」を「第26条第1項第2号」に改め、同様式（注）中「省令第5条」を「学校教育法施行規則第6条」に改める。

第6号様式中

文 書 番 号
年 月 日

を

「
年 月 日」に、「第23条第8号」を「第23条第9号」に改め、同様式（注）中「省令第6条」を「学校教育法施行規則第7条」に改める。

第7号様式中

文 書 番 号
年 月 日

を

「
年 月 日」に改め、同様式（注）中「省令第6条」を「学校教育法施行規則第7条」に改める。

第8号様式中

文 書 番 号
年 月 日

を

「
年 月 日」に改め、同様式（注）中「省令第7条」を「学校教育法施行規則第9条」に改める。

第9号様式中

文 書 番 号
年 月 日

を

「
年 月 日」に、「第23条第3号」を「第23条第2号」に改め、同様式（注）中「省令第7条の3」を「学校教育法施行規則第11条」に改める。

第10号様式中

文 書 番 号
年 月 日

を

年 月 日

に、「第23条第6

号」を「第23条第3号」に改め、同様式（注）中「省令第7条の5」を「学校教育法施行規則第13条」に改める。

第11号様式中

文 書 番 号
年 月 日

を

年 月 日

に改め、同様式

（注）中「省令第7条の6」を「学校教育法施行規則第14条」に改める。

第12号様式中

文 書 番 号
年 月 日

を

年 月 日

に改め、同様式

（注）中「省令第7条の7」を「学校教育法施行規則第15条」に改める。

第13号様式中

文 書 番 号
年 月 日

を

年 月 日

に改め、同様式

（注）中「政令第11条による」を「学校教育法施行令第11条第2項の」に改める。

第14号様式中

文 書 番 号
年 月 日

を

年 月 日

に改める。

第15号様式中

文 書 番 号
年 月 日

を

年 月 日

に改め、同様式

（注）中「政令」を「学校教育法施行令」に改める。

第16号様式中

文 書 番 号
年 月 日

を

「
年 月 日」に改める。

(技能教育施設の指定の申請等に関する規則の一部改正)

第2条 技能教育施設の指定の申請等に関する規則(平成9年沖縄県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中「第45条の2」を「第55条」に改める。

(沖縄県立高等学校管理規則の一部改正)

第3条 沖縄県立高等学校管理規則(平成12年沖縄県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項中「第57条の5第1項」を「第87条第1項」に改める。

第9条の3第1項中「第65条の12」を「第115条」に改める。

第17条中「第47条」を「第57条」に、「第63条各号」を「第95条各号」に改める。

第50条第1項各号列記以外の部分中「第51条」を「第62条」に、「第28条第3項」を「第37条第3項」に改める。

第52条第1項各号列記以外の部分中「第51条」を「第62条」に、「第28条第5項」を「第37条第5項」に改める。

第88条第1項各号列記以外の部分中「(昭和22年文部省令第11号)第15条」を「第28条」に改める。

(沖縄県立特別支援学校管理規則の一部改正)

第4条 沖縄県立特別支援学校管理規則(平成12年沖縄県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第45条第1項各号列記以外の部分中「第76条」を「第82条」に、「第28条第3項」を「第37条第3項」に改める

第47条第1項各号列記以外の部分中「第76条」を「第82条」に、「第28条第5項」を「第37条第5項」に改める。

第83条第1項各号列記以外の部分中「第15条」を「第28条」に改める。

(沖縄県立中学校管理規則の一部改正)

第5条 沖縄県立中学校管理規則(平成18年沖縄県教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第51条の10」を「第71条」に改める。

第13条第1項中「第65条の14」を「第117条」に、「第65条の7」を「同令第110条」に改める。

第27条第1項各号列記以外の部分中「第40条」を「第49条」に、「第28条第3項」を「第37条第3項」に改める。

第28条第1項各号列記以外の部分中「第40条」を「第49条」に、「第28条第5項」を「第37条第5項」に改める。

第40条第1項各号列記以外の部分中「第15条」を「第28条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

沖縄県教育委員会告示第3号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例(平成18年沖縄県条例第72号)第11条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

平成20年3月7日

沖縄県教育委員会

委員長 伊 元 正 一

1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館

2 指定管理者

文化の杜共同企業体

代表者 那覇市おもろまち1丁目3番31号 株式会社沖縄文化の杜
 那覇市おもろまち1丁目3番31号 株式会社沖縄タイムス社
 浦添市勢理客三丁目9番11号 株式会社国際ビル産業

3 観覧料を承認した期間 平成20年3月15日から同年5月11日まで

4 観覧料の額

企画展 「世界の現代アーティスト50人展－ガルシア・ロルカを顕彰して－」

区 分		観覧料の額（1人につき）	
		個人の場合	団体の場合
美術館施設	一般	800円	640円
	大学生及び高校生	500円	400円
	中学生及び小学生	300円	240円

備考

- 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
- 「団体の場合」とは、20人以上の団体で観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

沖縄県教育委員会告示第4号

沖縄県立高等学校通信制課程入学選抜実施要項の一部を改正する告示を次のように定める。

平成20年3月7日

沖縄県教育委員会

委員長 伊 元 正 一

沖縄県立高等学校通信制課程入学選抜実施要項の一部を改正する告示

沖縄県立高等学校通信制課程入学選抜実施要項（平成2年沖縄県教育委員会告示第16号）の一部を次のように改正する。

- (1)中「第59条」を「第90条」に改める。
- (3)及び5(3)中「第63条各号」を「第95条各号」に改める。

附 則

この告示は、平成20年3月7日から施行する。

沖縄県教育委員会告示第5号

沖縄県立特別支援学校の高等部入学選抜実施要項の一部を改正する告示を次のように定める。

平成20年3月7日

沖縄県教育委員会

委員長 伊 元 正 一

沖縄県立特別支援学校の高等部入学選抜実施要項の一部を改正する告示

沖縄県立特別支援学校の高等部入学選抜実施要項（平成5年沖縄県教育委員会告示第11号）の一部を次のように改正する。

- (3)及び5(3)中「第63条各号」を「第95条各号」に改める。

附 則

この告示は、平成20年3月7日から施行する。

沖縄県教育委員会告示第6号

沖縄県立沖縄高等養護学校入学者選抜実施要項の一部を改正する告示を次のように定める。

平成20年3月7日

沖縄県教育委員会

委員長 伊 元 正 一

沖縄県立沖縄高等養護学校入学者選抜実施要項の一部を改正する告示

沖縄県立沖縄高等養護学校入学者選抜実施要項（平成5年沖縄県教育委員会告示第12号）の一部を次のように改正する。

2(3)及び5(2)中「第63条各号」を「第95条各号」に改める。

附 則

この告示は、平成20年3月7日から施行する。

沖縄県教育委員会告示第7号

沖縄県立沖縄盲学校高等部専攻科入学者選抜実施要項の一部を改正する告示を次のように定める。

平成20年3月7日

沖縄県教育委員会

委員長 伊 元 正 一

沖縄県立沖縄盲学校高等部専攻科入学者選抜実施要項の一部を改正する告示

沖縄県立沖縄盲学校高等部専攻科入学者選抜実施要項（平成5年沖縄県教育委員会告示第13号）の一部を次のように改正する。

2(3)及び5(3)中「第69条各号」を「第150条各号」に改める。

附 則

この告示は、平成20年3月7日から施行する。

沖縄県教育委員会告示第8号

沖縄県立高等学校全日制・定時制課程入学者選抜実施要項の一部を改正する告示を次のように定める。

平成20年3月7日

沖縄県教育委員会

委員長 伊 元 正 一

沖縄県立高等学校全日制・定時制課程入学者選抜実施要項の一部を改正する告示

沖縄県立高等学校全日制・定時制課程入学者選抜実施要項（平成12年沖縄県教育委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

1(1)中「第59条」を「第90条」に改める。

3(1)ウ及び(4)エ中「第63条各号」を「第95条各号」に改める。

10(2)中「第12条の3第1項」を「第24条第1項」に改める。

附 則

この告示は、平成20年3月7日から施行する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
	販売所 株式会社リウボウ（沖縄県官報販売所）〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F
	購読料 1部1箇月 1,800円